

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 総務委員会の所管に、復興局の分掌に属する事項を加えることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）